

# セクシャルハラスメントのない快適な職場へ

## 1. 職場におけるセクシャルハラスメント

労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

## 2. 我が社は次の行為を許しません

当社はセクシャルハラスメントの禁止を就業規則(※)で定め従業員等はその定めを遵守し、次のことは行いません。

- ① わいせつな画像の閲覧、配布、掲示
- ② 性的な冗談、からかい、質問
- ③ 従業員等に不快感を与える性的な言動
- ④ 性的な噂の流布
- ⑤ 身体への不必要な接触
- ⑥ 性的な言動により従業員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦ 交際、性的な関係の強要
- ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員等に対する不利益な取扱い

## 3. 対象者

従業員、パート・契約社員、派遣社員等当社において働いている方全て、また、顧客、取引先の社員の方等も含まれます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシャルハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

## 4. 相談窓口

職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談(苦情を含む)は各営業担当者、又は、下記の電話やメールで受付ますので、一人で悩まずにご相談下さい。

☎番号:03-3562-7808      E-mail:info@staffi.co.jp      管理部長までお願い致します。

相談は公平に、プライバシーを守って対応致しますので、安心して相談下さい。

## 5. 措置、及び、再発防止

相談を受けた場合には、事実関係を迅速、かつ、正確に確認し、事実が認識出来た場合には、被害者に配慮のための措置、及び、行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

## 6. 不利益な取扱い

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

(※)

「従業員就業規則第56条(セクシャルハラスメントの禁止)」

「パート・契約社員就業規則第53条(セクシャルハラスメントの禁止)」

「派遣就業規則第36条(セクシャルハラスメントの禁止)」

以上

平成28年8月1日  
株式会社スタッフアイ  
代表取締役社長 古田 良三